

Title	密輸が成功するにはなにが必要か：17世紀の大西洋密貿易商人による覚書の分析
Sub Title	
Author	伏見, 岳志(Fushimi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2012
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. 人文科学 (The Hiyoshi review of the humanities). No.27 (2012.) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10065043-20120530-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

密輸が成功するにはなにが必要か

——17世紀の大西洋密貿易商人による覚書の分析——

伏見岳志

本論考の目的と意義

本論考は、スペイン領植民地でおこなわれた密貿易のうち、17世紀半ばの一事例について分析を試みたものである。後述するとおり、ここで扱う史料には独特の性格が認められ、その読解によって17世紀に密貿易を可能にした諸条件が部分的に解明できるように思われる*。

新大陸やフィリピンなどのスペイン領植民地にとって、密貿易活動が重要な役割を果たしたことは、つとに多くの論者によって指摘されている。すなわち、密貿易はスペイン領植民地と本国との貿易、ひいてはより広域の貿易空間における植民地の位置づけに再定義を促す諸原動力のひとつであった。しかし、その他の諸原動力であるスペイン本国の公的貿易や経済一般が抱える諸問題、スペイン船や港を襲う海賊や私掠船によるスペイン船や港への襲撃活動、艦隊や植民者の派遣による英・仏・蘭領植民地の形成といったテーマ群と比較して、密貿易の研究には史料上の困難がつきま

* この論文は2つの報告がもとになっている。ひとつは、ミチョアカン大学 (Universidad Michoacana de San Nicolás de Hidalgo) 歴史学部における報告 (2010年11月) であり、もうひとつはラテンアメリカ歴史家連盟 (Asociación de Historiadores Latinoamericanos) の大会における報告である (2011年9月)。また El Colegio de México のベラント・ハウスベルガーには貴重な意見をいただき、同機関の図書館からもこの論文を書くうえで恩恵を受けた。謝意をここに記しておきたい。

とうことも研究者の間では広く共有されている認識であるように思われる。なぜならば、密貿易はスペイン側官憲の目を盗んでおこなわれる（あるいは彼らの黙認によって実現される）ため、彼らが作成する出入港や関税などの公的記録には痕跡を残しにくい。したがって、密貿易を調べるには、別種の史料を利用する必要がある、数多くの研究者が史料探索や活用法を模索してきた。ひとつの解決策は、スペイン以外の史料、つまりスペイン植民地との貿易を特に禁じていないオランダやイギリス、フランスなどの公的史料や報告書などに依拠して研究する方法であり、1980年代から大きな成果があがっている⁽¹⁾。いっぽうで、あくまでもスペインやその植民地で作成された史料群にとどまって密貿易研究の可能性を模索した論考も少なくない。たとえば、17世紀の経世論者たち (arbitristas) の提言書には、財務史料には決してあらわれない密貿易についての具体的な描写や数字が多く含まれている⁽²⁾。あるいは、諸港の役人や住民による報告書の類にも密貿易の記述を見出すことができよう。さらには、非合法的な貿易船や積荷に対する刑事裁判やその罰金の記録に依拠した研究も可能である⁽³⁾。こ

(1) この種の史料を利用した主な研究としては、オランダについては Moutoukias, Zacarías. *Contrabando y control colonial en el siglo XVII. Buenos Aires, el Atlántico y el espacio peruano*. Buenos Aires, 1988; Klooster, Wim. *Illicit Riches. Dutch Trade in the Caribbean, 1648-1795*. Leiden, 1998, フランスに関しては Malamud Rikles, Carlos. *Cádiz y Saint Malo en el comercio colonial peruano (1698-1725)*. Cádiz, 1986を参照されたい。スペインの大西洋貿易を概観した Stanley J. Stein & Barbara H. Stein. *Silver, Trade, and War: Spain and America in the Making of Early Modern Europe*. Baltimore, 2000でもカデイスでの密輸について、フランスの領事報告書に依拠した分析がなされている。イギリスについては Pearce, Adrian J. *British Trade with Spanish America, 1763-1808*. Liverpool, 2008が近年の研究成果とである。

(2) これらの史料を用いた研究としては Domínguez Ortiz, Antonio. *Política y hacienda de Felipe IV*. Madrid, 1960が挙げられる。

(3) これらの史料を利用した研究としては、たとえば Arauz Monfante, Celestino Andrés. *El contrabando holandés en el Caribe durante la primera mitad del siglo XVIII*. Caracas, 1984や Grahn, Lance. *The Political Economy Of Smuggling: Regional Informal Economies In Early Bourbon New Granada*.

うした様々な試みがなくしては、本論文で扱う事例の分析は不可能であり、それらの成果については行論中でも触れていく所存である。

しかし、本論考が依拠する史料は、こうした先行研究群のそれとは性質を異にするものである。すなわち、これまでの研究が扱った史料の大半は、それが作成されたのがスペイン領内であれ、それ以外の国の場合であれ、役人などが作成したものであり、あくまでも密輸を外側から眺めた史料である。これに対して、ここでわれわれが参照するのは、密貿易に関わる当事者たちが、まさに密貿易を遂行する過程で生み出した記録であり、いわば当事者の内部資料と呼べるものである。

こうした内部資料を体系的に分析した先行研究としては、管見の限りでは、Michel Beltrand の論文しか見当たらない。この論文において、彼は17世紀後半にメキシコのベラクルス港で実施された巡察 (visitas) や委任調査 (comisiones) の記録のなかに、貿易船舶の責任者たち (maestres) が作成した帳簿類 (libros de sobordo) が含まれていることを発見した⁽⁴⁾。これらの帳簿は、港の役人などに提示する積荷記録とは異なり、あくまでも責任者やその他の貿易当事者の間で閲覧する目的で作成されたものである。このため、公にはできない役人への賄賂 (buen pasaje) などの出費、あるいは公的書類には記載されない密貿易品についても、これらの帳簿には詳細に記載がなされていた。この帳簿の分析によって、ベネズエラからベラクルスへのカカオ貿易については、最低でも3分の1、場合によっては4分の3におよぶ積荷が公的に申告されずに取引されていたことが明らかになった⁽⁵⁾。

Boulder, Colorado, 1997を参照されたい。

(4) *maestre* は当時のスペイン貿易船において、船長 (*capitán*) の次に重要であり、貿易船の経済的側面を統括する職務とされている。ただし、多くの貿易船には船長が乗船していないため、*maestre* は実質的に船の責任者だと考えられる。

(5) Bertrand, Michel. "Sociétés secrètes et finances publiques: fraudes et fraudeurs à Veracruz aux XVIIe et XVIIIe siècles." *Mélanges de la Casa de*

本論文で扱う史料の所在も、この帳簿類と類似している。すなわち、ある密貿易業者に対しておこなわれた調査と裁判の記録のなかに、この密貿易業者が所持していた書類が収められていたのである。この書類には、彼が作成した関係者宛の報告書や覚書、あるいは関係者から彼に宛てられた書簡、さらには契約書類などが含まれている⁽⁶⁾。これらの書類に加えて、調査過程での証言などをもちいることによって、この論文でわれわれが試みたいことは、まず密貿易の具体的な事例を描写することである。そのうえで、関係者たちが密貿易を実施するにあたって何に配慮していたのかについて分析をしたい。この点が理解できるならば、当時の密貿易が成功するために必要だった諸条件が部分的にでも解明されることになる。同時に、17世紀の密貿易が、スペイン行政が設立した公的な貿易制度を活用して間接的に実施されることが多く、この制度を迂回するような直接的な貿易の割合が相対的に低かった理由を把握するための手がかりが得られるように思われる。

密貿易の史的展開

この間接貿易と直接貿易については、スペイン大西洋世界における貿易枠組み全体のなかで理解する必要があると思われるので、本節ではこの点について概略を記したい。15世紀末の新大陸進出以来、スペイン領内で実施される大西洋貿易は民間人の手に委ねられていた。ただし、貿易をおこなう際には、船舶とその乗員乗客や積荷の全てが役人による認可を受け、

Velázquez, no. 2, 1990, tomo XXVI, pp. 103-128. および同著者の *Grandeza y miseria del oficio. Los oficiales de la Real Hacienda de la Nueva España, siglos XVII y XVIII*. México, 2011.

(6) インディアス総文書館 Archivo General de Indias (以下 AGI と略記)、裁判尚書局部門 Escribanía de la Cámara de Justicia (以下 ESCRIBANÍA と略記)、史料番号 legajo 306A. “El fiscal con Alonso Cintado, maestro del navío ‘Esfera Mundi’, y con Pedro Reinaldos, su cargador, de nación holandés, sobre comiso de mercancía”. 1658年。

それらが公的な書類に記録され、なおかつ関税などの諸費用が納付されている必要があった。この認可、記録、徴税をおこなう行政機関として1503年に設置されたのがインディアス通商院である。通商院本部が設置されたのはスペイン南部のグアダルキビル川沿いのセビリアであり、この河川港とその下流の河口部に位置するサンルーカル・デ・パラメダ、さらにはその近隣のカディス湾の諸港が新大陸向け船舶の主たる出発地点となった。この他には、大西洋貿易の中継地にあたるカナリア諸島の諸港もカリブ海域の小規模な港群と若干の貿易をおこなうことが認められていた⁽⁷⁾。

さて、密貿易発達の観点から考えた場合、この仕組みにはふたつの問題点があった。ひとつは、どんな船舶、積荷、人物でも認可されたわけではない点であり、もうひとつはコストが高む点である。前者については、認可を受けるうえでとくに制約が多かったのが外国人である。植民地に関する代表的法令集であるインディアス法集成によれば、外国人が新大陸と貿易をするためには、その当該外国人が最低20年は継続してスペイン領内に居住し、そのうちの10年は不動産を持ち、スペイン人もしくはスペイン生まれである外国人の娘と結婚していることが条件とされた⁽⁸⁾。この条件を満たさない外国人は、自分の商品を持って新大陸に渡航することはできないし、他の商人に委託や掛売することもできなかった。したがって、新大

(7) インディアス貿易全体の枠組みについて記述した研究は数多いが、古典的なものとしては Haring, Clarence Henry. *Trade and navigation between Spain and the Indies in the time of the Hapsburgs*. Gloucester, Mass, 1964 (originally published in 1918) が挙げられる。近年の研究としては Stein. *op.cit*; García-Baquero González, Antonio. *La carrera de Indias: Suma de la contratación y océano de negocios*. Sevilla, 1991 がよくまとまっている。

(8) インディアス法集成 *Recopilación de las leyes de Indias*, 第9巻27章 Libro IX Título XXVII。ただし、これはあくまでも原則であり、この条件を満たさなくても国王の勅令によって特別に認可を得た外国人も少なくない。17世紀の外国人貿易商については Domínguez Ortiz, Antonio. “La concesión de ‘la naturaleza para comerciar en Indias’ durante el siglo XVII” *Revista de Indias* 19(1959): 227-39 および同著者の *Los extranjeros en la vida española durante el siglo XVII*. Sevilla, 1996 所収の表題論文などが基本文献である。

陸との取引を望む外国人商人に残された合法的手段といえば、セビリアやカディスなどで自分の商品を貿易資格を持つ商人に現金売りし、彼らから新大陸の商品を買い付けるほかはなかった。ここから、より直接的に新大陸貿易への参加をめざす、スペイン当局からすれば非合法にあたる行為への意欲が外国人商人の間に生ずると考えられる。

いまひとつの問題点であるコストの上昇については、外国人のみならずスペイン人商人にとっても密貿易を促すインセンティブとして働いたと思われる。まず、税金としては関税に相当するアルモハリファスゴ税 (almojarifazgo) が16世紀初頭から課せられており、1566年にはその税率が7.5%から15%に引き上げられている。これに加えて、販売税にあたるアルカバラ税 (alcabala) が2%課せられ、1630年代～40年代にかけては軍事費調達の名目で4%に増税されている。また、貿易船舶を護衛する艦隊の運営費を賄うための拠出金であるアベリア (avería) が積荷の額に応じて1521年以来徴収され、その率は上下動があるものの16世紀末からは急速に上昇している。さらに、17世紀半ばになると船舶の積載規模に応じた税金 (derecho de tonelaje) なども導入されており、全体として貿易のコストは増大する傾向にあった。しかも、王室は相次ぐ財政危機の中で、インディアス貿易業者たちに対して臨時の拠出金を求めたり、場合によっては貴金属などの積荷の差押と債券への振替などもおこなったため、貿易コストはさらに嵩んでいった。このような状況においては、コスト削減の観点から密貿易を実施しようとする意欲が喚起されたことは至極当然と思われる⁽⁹⁾。

こうした公的貿易の問題への対処法という観点からすると、密貿易には大きく分けてふたつのタイプがあった。ひとつは公的貿易の仕組みを利用した貿易であり、もうひとつはこの仕組みを迂回したものである。前者では、セビリアやその周辺港、カナリア諸島などを出発点とする公的貿易ルート

(9) 税制とその抜け道については Haring, *op.cit.* pp. 56-95にまとまった記述がある。



図 17世紀の大西洋と関連諸港 (d-maps.com より作成)

に依拠しながらも、そこに認められるはずのない外国人貿易商が参加したり、未申告で納税されない商品が運搬されている。これはスペインの公的貿易を介している点で、間接的な貿易に相当する。この実践が可能であるのは、役人に対して賄賂が支払われたり、さまざまなカムフラージュがおこなわれるためである。いっぽう、後者の場合は、オランダやイギリス、あるいはその植民地の港から、直接的にスペイン領植民地を船舶が訪問し、現地住民と取引をおこなう。双方の密輸法は、インディアス貿易の開始当初からおこなわれているが、時期によってそのどちらが重要かは異なる。大まかな傾向としては、17世紀には前者の比重が大きく、17世紀末から18世紀にかけて後者の重要性が増加したと言えよう⁽¹⁰⁾。では、17世紀に前者

(10) 間接貿易と直接貿易という区分は、Stein. *op.cit*; Pearce. *op.cit*. のほか、Bernal, Antonio Miguel. *La financiación de la carrera de Indias (1492-1824): dinero y crédito en el comercio colonial español con América*. Sevilla, 1992にも散見できる考え方である。

が重要だったのはなぜか。われわれの考えでは、この疑問に答えるための手がかりを本論文で扱う史料に見いだすことができるのである。

事例の分析

本論文で扱う密貿易は1657年から58年にかけての事例である。まず、1658年3月18日に現在のメキシコに位置するユカタン半島のカンペチェ港の沖合に一隻の船があらわれる。船名は「San Juan Evangelista（福音者聖ヨハネ）」であり、その船舶責任者（マエストレ）は上陸して、本国での世継ぎ誕生の喜ばしいニュースを住民に伝えたあと、担当役人に航海許可証を見せて入港を申請した。許可証は正式なものであるが、役人は許可を与えることを渋った。なぜならば、許可証が発行されたのはベネズエラ沖合のトリニダー島であり、同島からカンペチェに船舶が来訪することはまずなかったからである。

通常とは異なる入港申請があった場合、カンペチェ港の役人は許可を与える前に、まず上司であるユカタン地方の総督に判断を仰ぐよう厳命されていた⁽¹¹⁾。数年前から、カンペチェ港では普通とは異なる船舶が入港を求めるケースが多発していた。とくに多いのは、オランダ船舶が嵐などの不測の事態を理由に、緊急避難的な入港を要請する事例である。1648年にオランダとスペインとの間でミュンスター条約（いわゆるウエストファリア条約のひとつ）が結ばれ和平が実現して以降、オランダ船舶は緊急時にはスペイン領の諸港への寄港が認められていた。しかし、この条項を利用することで、避難を名目に入港して、実際には通商をおこなうオランダ船舶が各地に出没しており、カンペチェ港もその例外ではなかった。さらには、スペイン船舶をよそおったオランダ船舶の事例もみつかった。したがって、ユカタン総督は、カンペチェ港からは約200キロメートル離れたメ

(11) カンペチェで出入港許可を担当するのはユカタン総督の代理である *teniente de capitán general*（総領代理）であり、この役職は町の第一判事（*alcalde ordinario de primer voto*）が兼任していた。

リダ市に居住するにもかかわらず、同港の役人に自分への報告義務を課していたのである¹²⁾。

報告を受けた総督は、財務役人を派遣して、港の担当役人とともに調査をおこなわせることにした。その結果あきらかになったのは、San Juan Evangelista 号は実は Esfera Mundi という名前のオランダ船であり、船舶も積荷もオランダ商人の所有であり、乗組員の大半はオランダ人でスペイン語も話せないことだった。このため、役人たちは乗組員の多くを逮捕し、積荷や書類を押収することに決めた。そうした押収書類のなかに、これから分析する密輸に関わる書簡や覚書などが含まれていたのである。以下では、この書類と乗組員の証言をもとに、この船舶の経路を再構成してみたい。

まず、この船舶はオランダで建造されており、規模は350トン、その所有者はアムステルダムの商人 Juan Bander Usort であった¹³⁾。彼はスペイン領植民地との取引を望み、オランダ産やその他のヨーロッパ産の織物を中心とする商品を積載したこの船舶を、別のオランダ人 Enrique Enriquez に委託した。その契約書類のスペイン語訳によると、Enrique は月額900ペソで雇われており、この船舶をサント・ドミンゴおよびカンペチェ港まで運航し、積荷を売却したあと、皮革やログウッドなどの染料を積載してアムステルダムに帰港する取り決めになっていた。なお、航行経路については条件が付けられている。帰路については、英仏海峡ではな

12) 当時のカンペチェでの密貿易活動については Fushimi, Takeshi. “El comercio ilegal de Campeche en el siglo XVII”, *América a debate*, julio-diciembre 2004, no. 4, pp. 31-50を参照されたい。

13) カデイス県立文書館所蔵の公証人記録によると、おそらくこの商人のオランダ語名は Johannes Vander Voort であると思われる (Archivo Provincial de Cádiz, sección notaria, legajo 3063)。しかし、オランダ語名を確定するのが困難であるケースが多いので、オランダ人の名前は史料に記載されているとおりのスペイン語化された名前で表記することにする。

く、「天候が許せば」ブリテン島の北部を航行すること、往路については、新大陸に直接向かうのではなく、まずスペイン南部のカディス港への寄港が求められていた。

カディスに立ち寄る理由は、前節で述べたとおり、スペインの公的貿易の仕組みを活用することにあった。すなわち、このオランダ船をスペイン船として偽装することで、正式の貿易許可証を獲得し、そのうえで堂々と新大陸へと航行する計画だった。カディスでは、こうした手続に長けた Pedro Reinaldos というオランダ人商人が Enrique の手助けをすることになっていた。

こうしてアムステルダムを出港した同船は1657年11月にカディス港に到着する。しかしカディスの Pedro Reinaldos は、同船がまずカナリア諸島へと向かい、そこで新大陸への航行許可を取り付けることを推奨した。当時のカナリア諸島の住民は勅令によってカリブ海の小規模な港へ小型の貿易船を派遣することが認められていた。このカナリア諸島での派遣のための審査は、カディスやセビリアのそれよりも遥かにゆるいことが知られていたため、この貿易制度は、オランダをはじめとする北ヨーロッパの商人たちが新大陸との貿易を合法化するために頻繁に利用されていた。例えば、オランダ船舶が積荷ごとカナリア諸島の住民に売却されたかのように偽装し、その住民の名義で新大陸との貿易をおこなわれることが常態化していた⁽¹⁴⁾。Pedro は、この方法がより容易であると判断したのであろう。

しかし、カナリア諸島やその先の新大陸へと航海するためには、船舶はスペイン人のものである体裁を整えている必要がある。そこで Pedro はカディス地方の商人 Alonso Cintado に白羽の矢を立て、彼を所有者兼責任者として乗船させ、実際の貿易を担当させることにした。Alonso と

(14) この点については、例えば Pérez-Mallaina Bueno, Pablo Emilio, *La Metrópoli insular: Rivalidad comercial canario-sevillana (1650-1708)*. Las Palmas de Gran Canaria, 1993や Israel, Jonathan I. *Diasporas within a Diaspora: Jews, Crypto-Jews, and the World of Maritime Empires (1540-1740)*. Leiden, 2002 を参照のこと。

Pedro がいつからの知り合いであったのかは残念ながら史料から明らかにすることはできない。しかし、Alonso は数年前にプエルトリコ付近でオランダ船に乗船した経験があり、その頃からオランダ人のおこなう自由貿易の信奉者となり、彼らと交際するようになったと思われる。いっぽう、この乗船によって、スペイン当局によって罰せられたために、スペイン大西洋貿易の公的枠組みのなかではマージナルな役割しか期待できなかったことも、Alonso がオランダ人の密貿易に加担するようになった一因ではないか、と推測される。このような Alonso の状況によって、彼はおそらく通常の地位の確立した貿易商たちとは異なっていたかがわしい雰囲気を見せていたのであろう。ユカタン総督は彼を「節操がなく、信用もならない」と評している⁽¹⁵⁾。

いずれにしても、この Alonso が船舶の責任者として、スペイン人航海士を手配し、船舶名を San Juan Evangelista というスペイン名に改め、Enrique 以下のオランダ人は普通の船員を装うことで、準備が整った船舶はカナリア諸島に向けてカディス港を出発した。

ところが、カナリア諸島での許可証獲得にあたっては、不測の事態が待ちうけていた。カナリア諸島のひとつテネリフェ島のサンタクルス港では、Pedro の取引仲間であるオランダ人商人の Federico Falconero が、許可証を手配してくれるはずだった。しかし、この手配交渉は断念を余儀なくされる。Federico の書状によると、

この船が安全にカンペチェに航海できるように、どうにかしてこの島で許可証を手に入れようと思いましたが、たいへん難しいことがわかりました。その理由は、スペインからインディアス通商院の新しい判事がここに派遣されてきたからです。[彼との間に起きる] 摩擦や大交渉によって相当の損害を被ることを考えるならば、これ以上ここに

(15) AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第1分冊, 18枚目表。

とどまらずに航海を続行し、サント・ドミンゴには立ち寄らず、まっすぐにカンペチェに向かうのが一番確実なように思われます⁽¹⁶⁾。

インディアス通商院の判事は許可証の発行権限を持つ役人である。おそらく外国人商人が許可証を得るためには、この役人が賄賂によってそういう違法な行為を認める性格の人物であり、なおかつ彼との間に知己の関係を築くことが必要であったろう。しかし、役人は着任したばかりであり、そういう許可証の獲得が可能であるかは不透明だった。そこで、Federico は Alonso に許可証がないままに新大陸に向かうことを勧めたのである。もちろん、それは Federico なるの配慮があつての提案である。再び書状によるならば、

カンペチェの沿岸に着いたならば、船は沖合に注意深く停泊させたまま、Alonso Cintado 氏は上陸し、誰とも話さずに最初に、氏が不在の場合の第二荷受人としてこの書簡で指定した人物である Gaspar de los Reyes Porriño 氏を探して、彼に私の推薦状を渡してください。その推薦状には彼が適切な全ての方策を講じてあなた（= Alonso のこと）を手助けするようにお願いしてあります。そうして [カンペチェか] どこか一番良いところで入港の交渉をおこなうか、あるいは Gaspar 氏の船舶である San Cristóbal de la Laguna y San Antonio de Padua 号に夜中に繊維商品を移してください。そして、ログウッドやその他の製品の積込みについては、この Gaspar 氏のアドバイス

(16) “intentaba sacar algún registro en esta isla para que la dicha nao fuese a seguir su viaje con alguna seguridad a la provincia de Campeche y hallándolo muy dificultoso por causas de haber llegado aquí un juez nuevo de Indias despachado de España. Casi mismo los muchos daños que por la tensión y grandes gestos se habían de causar, me parece lo más acertado es que sin más detención vaya a seguir su viaje en derechura a Campeche sin entrar ni tocar en Santo Domingo.” AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第 6 分冊, 29 枚目裏。

をよく聞いて、いちばん都合の良い方法を探してください¹⁷⁾。

この Gaspar de los Reyes Porriño はカナリア諸島を拠点にカリブ海との取引をおこなう貿易業者である。Federico は Gaspar と知り合いであり、彼が折しもカンパチェ港にいることを知っていたため、彼の助力を仰ぐことができると思ったのである。さらに、Federico はカンパチェやベラクルス港で協力してくれることが期待できる知人の名前をさらに数名あげている。

もし、メキシコやベラクルスに繊維商品を船舶で送ることができるならば、Juan de Ochoa、彼がいなければ Juan Márquez de Hato、両者がいなければ Miguel Porrera を荷受人に指名することができます。また、ベラクルスでは Andrés de Navarrete が私の親友ですし、カンパチェでは Pedro de Figueroa がそうですから、彼には私からの手への接吻を与えてください¹⁸⁾。

(17) AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 6分冊, 29枚目裏. “que estando sobre la dicha costa salte en tierra el señor Alonso Cintado quedando la nao afuera con toda prevención de cuidado, primero sin hablar a nadie busque al capitán Gaspar de los Reyes Porriño a quien por este nombró por segundo consignatario en ausencia del dicho señor Alonso Cintado y le entregue mi carta de recomendación en que le suplico de asistir a su merced en todo, disponiendo todo lo que fueren más acertado, se ha de negociar la entrada allá o como mejor se pudiere o echar la ropa de noche en la nao del dicho capitán Gaspar de los Reyes Porriño que se llama el San Cristóbal de la Laguna y San Antonio de Padua. Y en cuando a la carga de palo y los demás frutos buscar en medio más conveniente tomando en todo el consejo del dicho Reyes.”

(18) AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 29枚目裏. “Y si a México o la Veracruz se ofreciere de remitir o conducir en fragatas alguna ropa se puede consignar a Juan de Ochoa, ausente a Juan Márquez de Hato y por la de ambos a Miguel Porrera. También es muy amigo mío allá el capitán Andrés de Navarrete y en Campeche el capitán Pedro de Figueroa a quien suplico de dar mis besamanos”.

このように Federico は、Alonso がカンペチェ港で安心して取引を行なえるような支援体制を提供しようと配慮している。しかし、正式な許可がないままにカナリア諸島を出航することを余儀なくされた Alonso の不安感は、収まることがなかった。彼の懸念は以下の Pedro Reinaldos 宛の報告書に明確に表現されている。

島を出発したあと、許可証もなく外見を取り繕うスペイン人もいないためにおこるであろう様々なトラブルについて熟慮しました。Gaspar 氏への推薦があってもです。なぜならば、彼はカンペチェ港で自らの船舶にたくさんの商品を積み込むことやカナリア諸島への許可証を得ることに関心があり、こうした自分の交渉事をまずおこない、われわれのことは二の次になると考えられますから、私自身が困難に直面しても、満足に自分を守ることができないのです⁽¹⁹⁾。

ここで表明されている懸念は主に三つあるように思われる。まず正式な許可証がないこと。つぎに、船員のほとんどがスペイン人でないこと。そして、推薦された人物を信頼できないことである。最初のふたつについては、正式なスペインの大西洋貿易の枠組みのなかで堂々と貿易するか、少なくとも正式な装いになるべく近づきたい、という Alonso の希望の表出であろう。いっぽう、第三の点については、Alonso が Gaspar を直接的に知らないという不安感に由来するように思われる。この第三の懸念については、

(19) AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 30枚目裏. “después que salí de Isla, consideré los muchos accidentes que se podían ofrecer por no llevar registro ni gente española con que sacar la cara. Y aunque iba recomendado al capitán Gaspar de los Reyes Porriño. Porque siendo este capitán interesado en el puerto de Campeche por tener su navío cargado con cantidad de géneros y con su registro de Islas, se debe entender que había de hacer primero su negocio que no el de vuestra merced, poniéndome las dificultades que fuera servido sin poder yo sacar la cara a satisfacerme de ellas.”

以下で検討するトリニダー島における Alonso の行動にも反映されている。

Alonso にとっては正式な書類を獲得し、合法的に航海することが大事であったため、彼はカンベチェ港ではなく、「漂流して庇護と保護を求めてきた船舶に許可証を与えることが今でも普通であるといわれる」トリニダー島へと帆先を向けることにした²⁰。トリニダー島の前には、トバゴ島に立ち寄っており、この島にいた数名のスペイン人を乗客として乗り込ませている²¹。これもまたスペイン船らしく見せかける工作の一貫だとみなすことができよう。

Alonso はトリニダー島に着くと、まず住民たちから現地の総督が最近他の船舶に許可証を与えたことを聞き出し、さらに総督が自分とは昔軍隊で共に過ごしたことがある人物であることをつきとめた。この情報によって、Alonso は許可証の獲得がうまくいくという確信を持って、総督のもとへと赴く。総督は Alonso を「わが友」と呼んでもてなし、町の有力者たちを紹介するとともに、惜しめない協力を約束した。そこで、Alonso はスペイン人が数名しか乗っていないことを正直に打ち明け、許可証の獲得を希望する旨を申し出た。これに対して、総督はまず数ヶ月後に収穫されるカカオを積んで出航することを条件としたが、Alonso がこれを断る。そこで総督は「友よ、許可証を出すには、わたしの職務監査に来る人物に贈れるだけの額をくれないといけないし、この島の財政収入になるように何か積めるか検討して欲しい²²」と提案した。

この島に限らず総督をはじめとする役人たちは任期を終えた後に職務監査 (residencia) を受けることになっていた。その際には、任期中に犯し

²⁰ AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 32枚目。

²¹ その他にも、ブラジルから移住してきたオランダ人たちがこの島に増加し、その総督と食事をしたことが、トバゴ島に関して言及されている。

²² AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 32枚目。 “amigo, si yo os doy el registro, ha de ser satisfaciéndome cantidad con que yo pueda regalar a quien viniere a tomar la residencia, y así mismo ver lo que podéis registrar para que de ello quede los derechos reales en estas cajas...”

た職務違反に対して相当の罰金が課せられる。総督が提案したのは、Alonso への許可証の発行は職務違反に当たるので、監査官（多くの場合は後任の総督）に対して、この違反を見逃してもらうために手渡す賄賂を Alonso が負担することであった。2 日間にわたる交渉は、Alonso が総督に1400レアルを手渡すかわりに、緊急避難の入港という名目で許可証を発行することで決着した。

この賄賂に加えて、総督はもう少しスペイン人らしい船員を増やすことを提案している。この提案に対応するために Alonso は、

スペイン語をいくらか話すオランダ人船員を7名選び、彼らにスペイン風の服装をさせ、言うべきことなすべきことを教えた。これで私と水先案内人、それに私の従者と合わせて10人の“スペイン人”を揃えることができ、さらに9人はダンケルク出身者とするので財務役人や参事会員の目を塞ぐことにした²³。

さらに、Alonso は島民に対して饗宴を開催している。書簡によると、

この町の総督、財務役人および参事会が船の出航手続きをおこなっている間、船主は手続きにやってきた町民の全てをもてなすことが習慣となっている。この習慣や他の船主に負けないために、以下の商品

²³ AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 32枚目裏。 “escogí siete holandeses que hablaban algo ladino y los vestí a la española examinándoles en lo que habían de decir y hacer con que con ellos el piloto español, mi mozo y yo, presenté los diez españoles y así mismo nueve dunquerqueques para tapar los ojos del oficiales reales y del burgo”. ダンケルクはベルギーにほど近いフランスの港町であるが、16-17世紀にはオランダ、スペイン、イギリス、フランスの係争地であった。1652-58年にかけてはスペイン軍がその支配を回復しており、Alonso はこの港の船員であれば役人たちが許容すると判断したのであろう。ただし、彼がカンペチェを訪れて裁判に巻き込まれている間に、ダンケルクはフランス・イギリス連合軍の攻撃で陥落している。

を消費しました。ワイン12本, オリーブ6, オイル3…⁽²⁴⁾

その他に、出航手続きに携わった役人が「都合のいい報告をするために」織物類を贈っており、総督への賄賂やその他の手数料、税金とあわせて合計で16325レアルの臨時出費が生じた。この出費をカティスの Pedro 宛の報告書に記載したあとで、Alonso は言い訳として「これは航海を確実なものにするために必要な出費です。1 ドゥカードを確保するために1 レアルを出費するのは、1 レアルの最高の使い方なのです。」⁽²⁵⁾と述べている。

Pedro は不満を抱くかもしれないものの、この出費によって Alonso は航海を合法化することに成功したことは確かである。このトリニダー島での交渉から読み取れる重要な点は、個人的に知っている人物であれば、合法化の交渉がしやすいことであろう。しかし、知人であることはあくまでも交渉を円滑にすすめるために必要な前提であり、それがただちに合法化を保証するわけではない。そのほかに、贈り物や賄賂などを用意することも交渉の成功には不可欠であろう。

さて、トリニダー島出港後、合法化によって堂々とカンベチェに航海することができたにも関わらず、Alonso はベネズエラのカラカスへと船を向かわせる。カラカスの外港であるグアイラ港に立ち寄って、カカオを購入し、オランダ人船員が要求する肉類を調達することにしたのである。も

(24) AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 30枚目裏より32枚目. “es costumbre mientras el gobernador y oficiales reales y el cabildo de la dicha ciudad están despachando un navío, tiene obligación el dueño del dicho navío de sustentar a toda la gente que de dicha ciudad se junta al despachado, con que por esta obligación y no ser menos que otro cualquier que de allí se ha despachado hice el gasto siguiente... 12 botijas de vino, 6 de aceituna, 3 de aceite...”

(25) AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 32枚目裏. “esto ha sido pretender asegurar el viaje por lo que a mi parte toca que no hay real más bien gastado que aquel que asegura el ducado”.この他に、トリニダー島に関する興味深い記述として、長さの単位である vara が、スペイン本国のそれと比べて5%長いことが挙げられている。

もちろん、カラカスへの航海許可証は持っていないので、交渉する必要がある。しかし、トリニダー島での成功で気を良くしたのでであろう Alonso は、カラカスにいる知人が、彼を手助けしてくれると判断していた。

手続きを担当する財務役人が居住するカラカスは内陸に位置するため、グアイラ港からの通信には数日の時間を要する。Alonso は食糧を調達しながら、役人の到来を待っていたが、やがて知人から否定的な回答がやってくる。カラカスでは祭りが実施されており、闘牛を楽しんでいる役人たちは、港まで出向いて手続きをおこなうことを渋ったのである。やむなく、Alonso の船舶は、出入港の許可がないままに、港の要塞からの砲弾を浴びながら、出帆を強行することを余儀なくされた²⁶⁾。なぜ役人は祭りを優先したのであるのか。闘牛は町の有力者が顔を揃える重要な行事であるから、船舶の手続きは後回しにしたのだろうか。あるいは、Alonso の知人が役人と十分な関係を構築していなかったためだろうか。残念ながら、史料はこの点については何ら語っていない。

いずれにしても、Alonso はもはや他の港にも立ち寄ることなく、船をまっすぐとカンペチェ港へと進める。書類は正式なものであるし、船員もスペイン人らしい装いをしている。彼の判断では入港には何ら問題はなさそうだった。このため、Alonso はもはや「誰とも話さずに Gaspar を捜せ」という Federico の指示には従わず、世継ぎであるフェリペ親王誕生のニュースを町中に伝えながら、担当役人のもとへと向かうのである。

ところが、先述のとおり、カンペチェでは簡単に入港は許可されず、やがて調査がはじまる。不安に駆られた Alonso は夜中に小舟で運搬した商品を、町のいろいろな建物に隠匿する²⁷⁾。これが、役人たちの耳に入り、積荷は押収され、Alonso 以下の乗組員たちは逮捕され、押収された書類

²⁶⁾ AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 169枚目裏。

²⁷⁾ 例えばあるムラート奴隷の証言「真夜中に呼ばれたので扉をあけると、いくつかの大包み運び込まれ、中庭に投げ置かれた。“a hora de medianoche llamaron y abrió y vido meter unos frangotes y los echaron en el patio”」AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 134枚目裏。

が現在まで残ることになった²⁸⁾。

考察

以上が事件のあらましである。では、この事例から、本論文の問いに対して、どんな答えを引き出すことができるだろうか。本論文の問いは、密輸貿易業者たちがどんなことに注意をはらっていたのかであった。この点について、事例から読み取れるのは、まず Federico や Alonso が心を砕いたのは航海を合法的におこなうことであった。そして、合法化できないままに航海を余儀なくされた Alonso が大きな不安を抱えていたことも、彼の書簡に明確に表現されている。これは、すでに述べた17世紀の密貿易の特徴である、スペインの公的貿易の枠組みを利用した半合法的な密貿易が多く、この貿易制度を迂回した直接貿易の重要性は相対的に低いことと合致する。別の言い方をすれば、密貿易業者の間には半合法貿易を選好する傾向があることが確認できるのである。

では、この選好が形成される理由はどのようなものであろうか。この点については、合法化が不可能な場合の次善策について検討することで明らかになるように思われる。まず、Alonso がトリニダー島で試みたのは緊

²⁸⁾ Alonso 以下船員数名が捕まるのを見て、オランダ人 Enrique とその部下たちは船の錨を上げて港を離脱して南へ向かった。しかし、水や食糧の補給に失敗し船上生活には危機が訪れる。やむなく、Enrique はカンペチェ港の役人宛てに助けを乞う手紙を書いている。「この船で水もパンもない状態にあり、どこに行けば良いのかわかりません。われわれが来た方向には水が全くありませんし、水がなければ死んでしまいます。水とビスケットがこないと、どうしてよいかわかりません。どうぞ今夜船に話に来てください。そうでなければ、こちらから伺います。水がないので本当に生死もわかりません。来て下さい、来て下さい……“hallamonos en nuestro navío sin agua ni pan y no sabemos donde ir porque de ninguna manera hemos hallado agua de donde venimos y por eso moriremos por falta de agua, si no viene biscocho y agua no sabemos lo que hemos de hacer, ven esta noche al navío a hablar con nosotros y si no nos iremos. Y no sabemos si a morir o bibir por dios que no tenemos agua, ven, ven”」AGI, ESCRIBANÍA, 306A, 第6分冊, 143-144枚目。

急避難を理由に入港し、許可証を獲得する方法であった。これは上述のとおりオランダ船が直接的な非合法貿易をおこなう際に用いた手法である。しかし、Alonso が書簡において「トリニダー島では緊急避難船に許可証を与えるのが今でも普通である」と述べている点から考えると、1648年のミュンスター条約以来、この手法が頻繁に用いられた結果、緊急避難による入港に対する警戒感が高まっていたようである。したがって、直接貿易による入港はこの時期には難しくなっていたと判断するべきであろう。

いっぽう、もうひとつの方策として、Federico が提案したのは、彼と知己のある Gaspar の助力を仰ぐことであり、彼の協力が得られない場合のバックアップとして、さらに数名の知人の名前が挙げられている。これは、目的港で入港交渉や取引をおこなううえでは、現地に知人がいることが不可欠であるという判断であろう。しかし、Alonso はこの解決策には不安を抱いている。その理由は、Alonso のその後の態度、すなわちトリニダー島やカラカスの知人に対しては信頼をよせたことに垣間見ることができる。この場合、2人の人物は、Alonso が直接知る人物であるのに対して、Federico が紹介する Gaspar は彼の知り合いではない。この直接の知人であるか否かが Alonso の判断基準になっていると考えられる。

この直接の知人の存在は、緊急避難などを口実に合法化をするためにも必要な条件である。Federico は新しい役人とコンタクトがなく、彼の性格がわからない、という理由で許可証の獲得を断念している。また、Alonso は島の総督が自分の知人であるという理由から合法化の交渉に力をいれ、2日間も時間はかかったものの彼を説得することができたのである。こうしてみると、知人であることは交渉成功の現実性を高めるといえるよう。

しかし、知人がいるだけで交渉の成功が確保されているわけではない。Alonso はトリニダー島での経験から、合法化の交渉は思っていたよりも容易だと考えたのであろうが、カラカスでは交渉すらおこなうことができなかった。つまり、合法化の可能性は流動的であり、この不確実性について

での判断力や情報力も要求されているのである。

しかし、このような知人の存在はオランダやイギリスから大西洋を直接横断する密貿易船にとっては、なかなか確保できない条件ではなかろうか。オランダやイギリスの商人たちが、スペイン領アメリカの住人たちと顔の見える人間関係を築くことは可能だろうか。あるいは、役人の配置転換や仲間の在不在といった移りゆく状況について素早い情報を得ることは可能だろうか。この点については、論証するだけのデータをわれわれは持ち合わせていないが、おそらくは難しかったのではなかろうか。この仮説が妥当ならば、17世紀において直接貿易が忌避され、スペインの公的貿易を利用した密貿易が好まれた理由は説明できよう²⁹⁾。

では、その後直接的な密貿易の重要性が増していくことは、どのように説明できるのだろうか。あるいは、密貿易などの活動を続けるうちに現地の人脈が形成されたのだろうか。または、より詳細で迅速な情報獲得網が醸成されたのであろうか。それとも、人的紐帯や情報が少なくとも取引できる環境、つまり販売者と購入者という経済的により純化した関係でも取引が成立するような環境が生まれたのであろうか。この疑問に答えるためには、また別の論考が必要である。

29) いっぽう、密接な人的紐帯が密貿易を可能にするというこの考え方は、当時のスペイン領アメリカにおいて、ポルトガル系新キリスト教徒（ユダヤ教徒の出自を持つ人々）が、密貿易に参画するケースが多かったことを説明しよう。彼らは、スペイン領を越え、ポルトガル、フランス、オランダ、ドイツなど各地に広がる人的紐帯のネットワークを形成していたのである。ポルトガル系新キリスト教徒と密輸の関係については、例えば Israel. *op.cit.* を参照されたい。